

令和7年第1回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月8日(水) 午後3時～午後4時
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 山崎正廣 | 2番 中山政俊 | 3番 平田菊典 |
| 4番 井手創一 | 5番 大場將夫 | 6番 山口正則 |
| 7番 白津知範 | 8番 石川利恵 | 9番 曲淵俊之 |
| 10番 古賀由紹 | 11番 宮崎太享 | 12番 山添 明 |
| 14番 河上和則 | 15番 宮崎隆広 | 16番 能隅良子 |
| 17番 吉田 哲 | 18番 堤 正廣 | 19番 阿部 太 |
4. 欠席委員

| |
|-----------|
| 13番 袈裟丸一彦 |
|-----------|
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第1号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第2号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第3号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第4号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 事務局長 | 平田 俊夫 |
| 農地係長 | 中田 賢治 |
| 農地係主査 | 橋本 賢明 |
| 農地係副主査 | 槻木 昇平 |
| 振興係長 | 樋田 敏史 |
| 振興係職員 | 池部 克 |
| 振興係職員 | 山下 綾菜 |
| 浜玉分室職員 | 小楠 裕美 |
| 相知分室係長 | 富田 浩之 |
| 相知分室職員 | 徳島 千恵 |
| 北波多分室職員 | 吉田 幸司 |
| 肥前分室職員 | 水田 逸誠 |
| 七山分室職員 | 溝上 俊明 |

7. 審議の内容

事務局長 定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号13番袈裟丸一彦委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

それではただいまより令和7年第1回唐津市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名人に議席番号6番山口正則委員、議席番号7番白津知範委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について4件、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について9件、議案第3号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について37件、議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について34件、計84件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一

覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第1号から第4号までの議案84件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございますので、前もってご連絡をいたしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で300平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大64センチの盛土と土留めを行い、整地し、西側の道路

より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側の道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 11番宮崎です。1月4日に中部調査会のほうで現地確認を行い、申請地周辺は宅地化が進んでおり、しかたがないだろうと確認をしておりますので、皆さんの審議のほどをよろしくお願いします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、226平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大40センチの盛土を施し、整地し、東および北側はコンクリートブロックを設置し、西側は既存擁壁を利用、セットバックを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は雨水枿を介して南側に新設する道路側溝へ流す計画です。汚水については敷地内に排水設備を新設し、南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。4日に現地調査をいたしまして、周りは全部宅地ということで、何も問題ないということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、33平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案

書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、既存宅地を通り、北東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで既存U字側溝を介して北東側の道路側溝へ接続放流させる計画です。

農業土木区長および町内会長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員

17番吉田です。ここも宅地の中の裏庭みたいな所が農地のまま残っているということで、もう何も問題ない、狭い所ですので、何も問題ないだろうということでした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、210平方メートルです。現況は、宅地、農業用倉庫が建っておりますので宅地になっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の雨水枡から排水設備を通り、新設U字側溝を介して東側の既存道路側溝へ流す計画です。汚水については、新設合併浄化槽を介して東側の既存道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員 はい。12番山添です。ただいま事務局からの説明のとおり間違いございません。ここに書いてありますように、親子関係です。転用の目的が書いてありますが、狭くなったということで、本宅から今度建った所までは70メートルぐらい離れとる所です。向かい側になるわけでございますので、皆さん方のご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について整理番号1番から議案集4ページ、整理番号9番までの9件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の3ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が8件、使用貸借権に関する案件が1件の合計9件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから5ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。通常ですとここで休憩というところがございますけれども、本日は案件がやや少なかったということがございまして、短時間で進んでおりますので、このまま休憩をとらずに進行をいたしたいと思っております。担当の職員のみが入れ替わりをいたしますので、しばらくお待ちをいただきたいと思っております。

それでは議案集5ページ、議案第3号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）整理番号1番から整理番号2番を議題とします。この2件については一括審議としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。作成要請は、農業委員会が所有者や担い手耕作者等からの申請を受け付けたものとなります。利用関係の調整を行いまして、所有権の移転や利用権の設定を反映させた農用地利用集積計画を定めるよう市に対して要請を行います。作成要請の議案、所有権分の整理番号1番および2番の2件につきまして、対象の農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議

案書に記載のとおりです。農業委員会があっせん委員を指名した案件で、買受者が見つかりましたので、農地移動適正化あっせん事業の農地売買の手続きに入るものです。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集6ページ、議案第3号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集14ページ、整理番号35番までの35件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

作成要請の議案、利用権分の全35件につきまして、対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は合計で101,120平方メートルとなります。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集15ページ、議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について(利用権)(集積計画一括方式)を議題とします。整理番号1番から議案集20ページ、整理番号18番までの18件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

振興係長

はい。集積計画の決定は、市が農地中間管理機構の依頼などで農用地利用集積計画を定めようとするにあたり、農業委員会に意見を聞かれているものです。決定の案件、今回は利用権分のみで、すべて集積計画一括方式となっております。農地中間管理機構を介した利用権の設定には、本来県による配分計画を必要としますが、出し手と受け手のマッチングがあらかじめ整っている場合は、市の集積計画のみで権利を設定することができるというものです。整理番号1番から18番までの18件につきまして、対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は、合計で56,917平方メートルとなります。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 21 ページ、整理番号 19 番から議案集 25 ページ、整理番号 33 番を議題とします。この案件につきましては、議席番号 5 番大場将夫委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって大場委員の退席を求めます。

【大場委員退席】

整理番号 19 番から整理番号 33 番までの 15 件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

整理番号 19 番から 33 番までの 15 件につきまして、対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は、合計で 46,551 平方メートルとなります。なお、すべて新規となっておりますけれども、こちらは相対契約を解除しまして、農地中間管理事業で借り直しをされるものです。経営面積につきましては、借入れが 1,307 となっておりますが、今回の面積を合わせまして実際には 47,858 平方メートルを経営してあるものとお考えください。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられま

す。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

曲淵俊之委員 はい。9番曲淵です。設定の新規扱いの説明で、現行は相対というふうに説明されたかと思いますが、間違いはないですか。

振興係長 はい。相対でございます。

曲淵俊之委員 19番から33番まですべてがということでよろしいですか。

振興係長 申し訳ございません。ちょっと現在、合意解約書の確認がとれておりません。事務局としてはそういう認識でございました。

曲淵俊之委員 はい。先ほど可決された議案で、1番から18番はすべて新規だったわけですが、新規扱いになった過程と伺いますか、要は貸付けをされる方が高齢で農業をやめられたから今回新規扱いになったのか、あるいはこの19番から33番のように相対だったのが新規扱いになったのかという、現行の作付け者がどのような過程でこの貸付け案件となったのかというところを、あまりにも新規が多かったものですからね、参考までに教えていただければと思って質問をいたしました。

振興係長 先ほど19番からにつきましては、借り直しということが確認されました。基本的に新規と再設定の表記の仕方ですけれども、本日議案として作成する時点で合意解約が済んでい

るものについては、いったん切れておりますので、新規という表現でしております。例えば3月までは利用権の期間が続いているものについては再設定にすると、そういった事務的な区分けで新規と再設定を分けておりますので、個別の案件で高齢によるものという事情があったかどうかまでは確認をしておりませんので、現在お答えできる情報は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

曲淵俊之委員

はい。わかりました。

議長

よろしいですか。はい。それではほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで大場委員の入室を許可します。

【大場委員入室】

大場委員にお知らせします。整理番号19番から33番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせします。次に議案集26ページ、整理番号34番を議題とします。この案件につきましては、議席番号18番堤正廣委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって堤委員の退席を求めます。

【堤委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。整理番号34番につきまして、対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで堤委員の入室を許可します。

【堤委員入室】

堤委員にお知らせします。整理番号34番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせします。以上をもちまして議案第1号4件、議案第2号9件、議案第3号37件、議案第4号34件、計4議案84件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間の慎重なるご審議をいただきましてありがとうございました。

